

仕様書

1 件名

高知市国保特定保健指導利用勧奨業務（令和6年度健診分）

2 対象者

対象者は、高知市国民健康保険特定健康診査(以下、「特定健診」という。)を受診し、特定保健指導(以下、「生活習慣改善プログラム」という。)に該当する対象者

3 実施期間

実施期間は契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 業務概要

(1) フローチャートの作成

① 作成数

- ・2種類作成すること。

② 内容

- ・対象者が自身に適した生活習慣改善プログラムのコースを選択する助けとなる内容とする。
- ・詳細は本市と協議の上決定すること（要校正）。

(2) 利用勧奨冊子の作成，印刷，納品

① 仕様及び印刷部数

- ・下記の2種類を作成すること。
 - (ア) A4マットコート90kg 3枚，6ページ分，フルカラー：印刷部数1,850部
 - (イ) A4マットコート90kg 5枚，10ページ分，フルカラー：印刷部数750部

② 内容

- ・生活習慣改善プログラムの概要，生活習慣改善プログラムの複数コースの特色紹介，4(1)のフローチャート，各コースの申込先等を掲載すること。
- ・詳細は本市と協議の上決定すること（要校正）。
- ・冊子のPDFデータも本市に納品すること。

(3) 生活習慣改善プログラム利用勧奨特設サイトの作成

① 開設期間

- ・令和6年8月～令和8年3月末日

② 内容

- ・生活習慣改善プログラムの概要，生活習慣改善プログラムの複数のコースの特色紹介，4(1)のフローチャート，各コースの申込先とのリンク作成等を掲載すること。

③ その他

- ・特設サイトのURL及びQRコードを本市に提出すること。
- ・詳細は本市と協議の上決定すること（要校正）。

(4) SMSによる利用勧奨

① 期間

- ・令和6年8月～令和7年6月の毎月実施（11回）。

② 内容

- ・特設サイトのURLを含めた生活習慣改善プログラムの利用勧奨を行う内容とすること。
- ・詳細は本市と協議の上決定すること（要校正）。

③ その他

- ・本市が提供した携帯電話番号に送付すること。

(5) 実績報告・請求

業務完了報告書を令和8年3月中旬までに本市に提出し本市の検査を受け、検査に合格した後に委託料の請求を本市に行う。なお、請求及び単価については契約締結時に設定した内容から変更することはできない。

(6) 実施体制

本業務は個人情報を取り扱うため、受託者は、業務が円滑に実施できるよう統括責任者を置き、いつでも本市との連絡調整が可能な体制をとること。また、責任者が不在の場合は、副責任者が対応できる体制をとり、本市の要請に基づき速やかに来庁できる体制をとること。

個人情報の取扱いについて、受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。

また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受託者は、その検査に先立ち令和7年2月、令和8年2月に高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

なお、受託者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

(7) 留意事項

- ・データ授受は、本市が提供する大容量ファイル転送システム又は来庁で行うこと。データ本体にパスワードをつけて、授受すること。
- ・実施についての詳細な内容については本市と協議すること。
- ・業務遂行にあたって疑義が生じたときは、本市の指示を受けること。
- ・受託者は、原則、業務の処理を第三者に再委託をしてはならない。ただし、あらかじめ書面により

本市の承諾を得た場合は、この限りでない。この場合、再委託の金額が契約締結金額の2分の1未満であることを示すこと。